

平成30年6月20日

岐阜県行政書士会 会長 佐藤廣之

岐阜県林政部治山課長

岐阜県水源地域保全条例の周知について

日頃は、岐阜県の森林・林業行政にご理解、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

県では平成25年度に県内の水源林保全を目的に「岐阜県水源地域保全条例」を制定し、水源地域における売買等に係る事前届出を義務づけております。

平成30年5月25日付けで、新たな水源地域の指定（高山市1地域）および指定の解除（郡上市2地域）を行いましたので、別添資料とともにお知らせします。

つきましては、水源地域の売買等の事案がある場合は、売主等に届出義務がある旨を御助言いただけますよう、貴会のご協力をお願いします。

岐阜県林政部治山課水源林保全係			
係長	伊藤	担当	木村
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1			
TEL. 058-272-1111 (内線 3168)			
FAX. 058-278-2707			
e-mail kimura-hitoshi@pref.gifu.lg.jp			